

○八王子市高齢者施設読書活動支援事業実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（目的）

第 1 条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和 5 9 年八王子市教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ に基づき、八王子市図書館（以下「図書館」という）への来館が困難な社会福祉施設の入居者に対し図書館が訪問すること、又は民間が運営する高齢者施設への団体貸出をすることにより、本を読める環境づくりに寄与することを目的とする。

（対象施設）

第 2 条 この事業は、市内の老人福祉施設及び民間（有料）老人ホームを対象施設とする。

（事業内容）

第 3 条 この事業は、図書館が対象施設に配本するために訪問し読み聞かせ等を行うほか、施設への団体貸出しなど必要な事業を行う。

（実施体制）

第 4 条 この事業は、図書館、ボランティア及び対象施設が協働して実施する。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、図書館課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。